

障害者移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある方に、外出のための支援を行うことで、地域での自立生活および社会参加を促すことを目的に実施しています。

内容／障害のある方の社会生活上、必要不可欠な外出等について、移動のための支援をします。

対象／市内に住所を有する障害者等で次のいずれかに該当する方

1 障害者手帳（身体・療育・精神）を持っている方
※身体障害については諸要件があります。

2 医師により発達に障害があると診断された方
※視覚障害があり移動に著しい困難を有する方は、同行援護の利用が優先となります。

利用者負担／原則としてかかった費用の1割を負担（市民税非課税世帯は無料）

利用上限／月128時間以内

利用方法／利用希望の方は障害福祉課に申請し、利用決定を受けてください。

重度心身障害者医療費支給制度



支給対象／

①身体障害者手帳1～3級

②療育手帳A・A・B

③65歳以上の後期高齢者医療制度の加入者で、次のいずれかを所持している方

・音声または言語、そしゃく機能障害、下肢機能障害4級（一部）の身体障害者手帳

・精神障害者保健福祉手帳1・2級

・障害基礎年金1・2級の証書

※新規の方は、障害福祉課へ登録が必要です。

支給額／入院、通院等の各医療保険制度における医療費の一部負担金。ただし、各医療保険から高額療養費や附加給付金が支給されるときは、その金額を差し引いて支給

※入院時の食事代等は、平成26年4月診療分から対象外です。

支給時期／毎月15日（休日のときは翌日）までに申請された場合は、翌月の15日（休日のときは前日）に支給

申請先／障害福祉課、内間木支所、各出張所

※郵送でも申請可。障害福祉課へお送りください。

をご利用ください

受けることができる制度は、障害者手帳の有無や種類、等級に法など、詳細はお問い合わせください。

問／障害福祉課 ☎463-1598～9 FAX463-1025

家具転倒防止器具等設置費助成事業

大規模な地震が発生したときに、迅速な行動が取れない支援の必要な高齢者または障害者が家具の転倒等によるけがなどを防ぐため、家具の転倒を防止する器具と取り付けに対して助成を行います。

対象世帯／

- ・65歳以上のみで構成される高齢者世帯
- ・障害のある人のみで構成される世帯または障害のある人と高齢者のみで構成される世帯

助成額／10,000円

※助成は、1世帯に対して1回限りです。

精神保健福祉相談

精神保健福祉士による相談事業を実施しています。精神保健に関するご本人・家族の相談を、電話・面接などにより行っていますので、ご利用ください。

日時／毎週火・金曜日 午後1時～5時15分

会場／障害福祉課

費用／無料

※予約不要です。

※相談内容や個人情報については、秘密を厳守します。



居宅介護（ホームヘルプ）サービス

対象／市内に住む障害者手帳を所持している方で介護が必要な方

内容／自宅での入浴、排せつ、食事の介護等

※障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）により、サービスの内容を決定します。

利用者負担／原則として費用の1割を負担

※所得状況に応じて利用料金の負担上限額が設定されます（市民税非課税の場合は無料）。

※介護保険の要介護認定を受けている方は、介護保険制度での利用が優先となります。

※利用する際には、障害支援区分の認定が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

障害者等日中一時支援事業

一時的に見守り等が必要な障害のある方に日中活動の場を提供し、また、日常的に介護している家族の支援を目的とした日中一時支援事業を「すわ緑風園」などで実施しています。

対象／市内に住所を有する障害のある方等で次のいずれかに該当する人

- 1 障害者手帳（身体・療育・精神）を所持している方
- 2 医師により発達に障害があると診断された方

利用者負担／原則としてかかった費用の1割を負担（市民税非課税世帯は無料）

利用上限／月10日以内

利用方法／利用希望の方は障害福祉課に申請し、利用決定を受けてください。



特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当

①特別児童扶養手当

身体等に一定の障害のある20歳未満のお子さんを育てている方に支給されます。ただし、施設に入所しているお子さんや障害を支給事由とする年金を受給しているお子さんは除きます。

手当額／1級 月額49,900円

2級 月額33,230円

②特別障害者手当

20歳以上で、身体等に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする方に支給されます。ただし、施設に入所中の方や3か月以上継続して病院等に入院している方は除きます。

手当額／月額 26,000円

③障害児福祉手当

20歳未満で、身体等に著しく重度の障害があるため、常時特別な介護を必要とする方に支給されます。ただし、施設に入所中の方や障害を支給事由とする年金を受給している方は除きます。

手当額／月額 14,140円

※①～③のいずれの手当も所得の制限があり、支給が停止になることがあります。受給要件や申請方法については、障害福祉課へお問い合わせください。

●現況届を提出してください

すでに手当を受けている方は、毎年8月に現況届(所得状況届)の提出が必要です。7月下旬頃に書類を送付しますので、忘れずに提出をお願いします。この届を提出しないと、8月以降の手当が支給されませんのでご注意ください。

紙おむつ支給サービス

利用できる方／常時、紙おむつを利用している市内在住の方で、身体障害者手帳1、2級または療育手帳A、Aを所持している方(入院中の方、施設に入所中の方、3歳未満の方、長寿はつらつ課の制度で紙おむつの支給を受けている方を除きます)

内容／朝霞市の指定品目より選んでいただきます。

申込方法／障害福祉課へ申請が必要です。

障害のある方に対する自動車改造費の補助

障害のある方が、自立した日常生活や社会生活を営むために自動車を取得し、自動車の操行装置等の改造を要する場合は、その費用の一部を補助します。

助成額／10万円まで

※所得制限があるため、助成が受けられない場合があります。



難病等の方も障害福祉サービス等の対象に

平成25年4月から、障害者手帳所有者が受けられる障害福祉サービス等(居宅介護・短期入所等)が、難病等の方についても利用できるようになりました。

対象／対象疾患は、政令で定める130疾患による障害がある方(関節リウマチ等)

手続方法／診断書または特定疾患医療受給者証を持参のうえ、障害福祉課へ申請してください。

障害者虐待防止センター

障害のある人への虐待について相談、通報または届出を受けたときは、関係機関との連携により円滑な解決に努めます。

障害者に対して次のいずれかの行為が行われるのを見たり聞いたりした方は、当センターにご連絡ください。障害者の安全を確認し、虐待の事実確認や障害者の保護、養護者への支援など必要な対応をします。

①身体的虐待 ④放棄・放任

②性的虐待 ⑤経済的虐待

③心理的虐待

また、虐待を未然に防ぐために養護者の負担軽減のための助言・支援なども行います。

なお、在宅の18歳未満の障害のある児童への虐待については、こども未来課または所沢児童相談所にも相談・通報ができます。

※平日夜間および休日は市役所警備員室(☎463-1111)で電話を受け、折り返し担当者から電話します。

障害者支援制度

平成26年度に実施する障害福祉サービス等を紹介します。よって異なります。制度の利用方法や障害者手帳の取得方

心身障害者扶養共済制度

この制度に加入していると、加入者(保護者)が死亡または重度の障害状態になった場合、障害のある方に年金が支給されるほか、障害のある方が死亡した場合は弔慰金が支給されます。

加入できる方／

①障害のある方の保護者(現に障害のある方を扶養していること)

②埼玉県内(さいたま市を除く)に住所を有していること

③加入する年度の4月1日時点の年齢が65歳未満であること

④加入時に疾病および障害を有しないこと(生命保険に加入できる状態であること)

掛金／1口月額9,300円～23,300円(2口まで加入可)

※所得により掛金が減額または免除になります。

支給額／

・年金 1口月額20,000円、2口月額40,000円

・弔慰金 加入期間に応じて、50,000円、125,000円、250,000円

※2口の場合も加入期間に応じて支給